

令和 6 年度 第 1 回  
香美市障害者自立支援協議会

日時：令和 6 年 9 月 25 日 10 : 00  
場所：香美市役所本庁舎 3 階会議室

議案第 1 号 第 3 次香美市障害者計画の取組結果について

議案第 2 号 第 6 期香美市障害福祉計画・第 2 期障害児福祉計画の取組結果について

議案第 3 号 令和 5 年度の実績報告について

議案第 4 号 地域活動支援センター「香美」からの報告について

議案第 5 号 相談支援部会からの報告と本年度の取組について

議案第 6 号 子ども支援部会からの報告と本年度の取組について

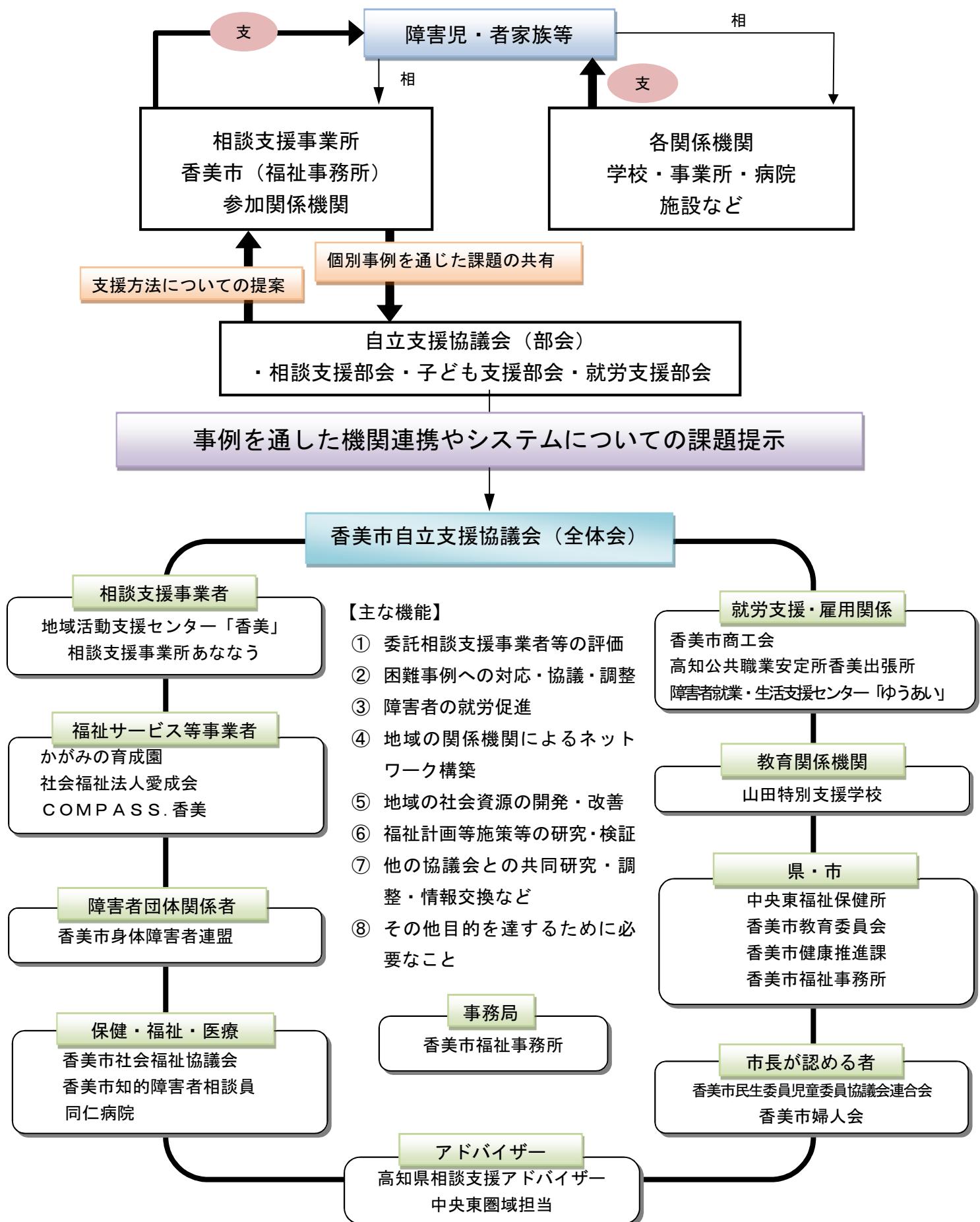
議案第 7 号 就労支援部会からの報告と本年度の取組について

議案第 8 号 香美市障害者自立支援協議会設置要綱の改正について

## 香美市の目指す将来像と基本目標



## 香美市障害者自立支援協議会の組織及び活動フロー図



## 議案第1号 第3次香美市障害者計画の取組結果について

### 1 香美市障害者計画（H30-R5）の取組結果の評価

下表1－2に示す5目標14部門32施策（総称）69施策（具体）で構成されており、令和5年度の実施結果の詳細は、別添「第3次香美市障害者福祉計画施策評価シート」とおり。

計画全体での自己評価の結果は、表1－1のとおりで、全75取組のうち、「十分達成」「概ね達成」が約89%（前年度81%）となっています。新規追加事業は、ありません。

令和5年度は新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症へ変更になったことに伴い、イベント等が計画通り開催されたことから、令和4年度と比較し「十分達成」、「概ね達成」が多くなりました。

計画期間である平成30年度から令和5年度までの6年間には、権利擁護連携協議会が設置されるなど取組が進んだ分野がある一方で、新型コロナウイルス感染症が流行したことから、イベント関係の取組が十分に実施できませんでした。令和5年度からは、ほとんどの事業が再開されたものの参加者が十分に戻っていないなど、未だ影響を受けています。

また、各種制度や事業の利用しやすさや周知の徹底については、各事業の共通課題となっており、今後も周知の継続やその方法を検討していく必要があります。

個別の課題としては、「個別支援の必要な障害児が増えており、保育や学校現場において人材確保が必要となっている。」、「中学校卒業後に支援が途切れやすい。」といった新しい課題が上がってきてています。

表1－1 第3次香美市障害者福祉計画の令和5年度取組み結果自己評価

目標	部門	十分達成	概ね達成	不十分	未実施	事業完了	事業廃止
1	1	1	6	0	0	0	0
	2	0	1	1	1	0	0
2	1	0	5	0	0	0	0
	2	6	3	1	0	0	0
3	1	0	4	1	1	0	0
	2	0	4	0	0	0	0
4	1	0	11	0	0	0	0
	2	0	3	0	0	0	0
5	1	1	3	0	0	0	0
	2	0	3	0	0	0	0
	3	0	4	0	1	0	0
	4	0	2	0	0	0	0
	5	0	3	0	2	0	0
	6	2	5	0	0	0	0
計		10	57	3	5	0	0

表1－2 香美市障害者計画（H30-R5）施策体系

<基本目標>	<部門>	<施策の総称>	<具体的な施策>
1 お互いが認め いい、支えあう地 域社会の実現を めざして	1 障害に対する 理解や配慮の促 進	(1)啓発活動の推進	① 意識啓発の推進 ② 人権啓発の推進
		(2)福祉教育・人権教育の推進	① 学校教育における福祉教育の充実 ② 人権教育の推進 ③ 地域における福祉教育の充実 ④ 市職員の福祉に対する意識の高揚
		(1)権利擁護制度の利用促進	① 権利擁護制度の周知
		(2)障害を理由とする差別解消の推進	① 障害者差別解消法の推進
		(3)虐待の早期発見・防止対策の推進	① 障害者虐待防止の推進
	2 障害のある方 の尊厳の保持	(1)障害の早期発見・相談支援の充実	① 子育て世代包括支援センター ② 訪問・相談支援 ③ 乳幼児健康診査 ④ のびのび相談室
		(2)早期療育の支援	① 早期療育の充実
		(1)障害のある児童への保育と特別支 援教育の充実	① 保育環境の充実 ② 保育職員の資質向上 ③ 特別支援保育コーディネーターの配置 ④ 教育環境の充実 ⑤ 学校教職員の資質向上 ⑥ 家庭との連携強化
		(2)支援が継続する体制づくり	① 関係機関との連携による一貫性の確保 ② 香美市教育支援ファイルの作成 ③ 庁内連携の体制整備
		(3)医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援	① 医療的ケアを必要とする子どもたちへの支援体制の整備
3 生涯を支える 健康づくり・医療 をめざして	1 健康づくりの 推進	(1)健康づくり事業の推進	① 健康相談事業 ② こころの健康づくり
		(2)スポーツ・レクリエーションの振興	① スポーツ・レクリエーションの普及
		(3)保健・医療活動の推進	① 医療体制の充実 ② 難病の方への支援
	2 医療・障害の 軽減への支援	(1)経済的負担の軽減	① 自立支援医療(更生医療、精神通院医療、育成医療)の給付 ② 福祉医療の給付
		(2)福祉用具の普及促進と利用支援	① 日常生活用具の給付 ② 補装具の給付

<基本目標>	<部門>	<施策の総称>	<具体的な施策>
4 いきいきと社会参加できるまちをめざして	1 社会参加の促進	(1)日中活動や芸術・文化・余暇活動の充実	① 活動・発表の場の確保 ② 余暇活動への支援 ③ 地域活動支援センター事業の実施・充実 ④ 居場所づくりの支援
		(2)移動手段の確保と参加機会の拡充	① 移動の支援 ② 自動車運転免許取得・改造費への助成 ③ 福祉タクシー利用券の交付 ④ 選挙における投票者への配慮 ⑤ 公共交通機関の運賃割引制度等の周知
		(3)障害者団体の活動支援	① 障害者団体や自主グループ等の活動支援
	2 就労支援の充実	(1)一般就労の拡大	① 障害者雇用の促進
		(2)雇用・就労の支援	① 関係機関との連携による就労支援 ② 物品等の優先調達の推進
	1 総合的な相談支援体制の充実	(1)相談支援体制の充実	① 障害者相談支援事業の充実 ② 身体障害者相談員、知的障害者相談員の体制整備 ③ ケアマネジメント※体制の充実
		(2)障害者自立支援協議会の体制強化	① 香美市障害者自立支援協議会の運営
		(1)情報提供の充実	① 障害に応じた情報提供の充実
	2 情報提供体制やコミュニケーション支援の充実	(2)コミュニケーション支援	① コミュニケーション支援体制の整備
		(1)障害福祉サービスの充実	① 障害福祉サービスの充実 ② 苦情解決体制の推進
		(2)年金や各種手当等経済的制度の周知	① 年金制度・各種手当制度等の周知 ② 税制度等の周知
	3 生活支援の充実	(1)地域での支えあいの仕組みづくりとボランティア活動の推進	① ボランティアの育成 ② ボランティア、NPO等の活動支援
	4 住民参加の促進	(1)住居の改善	① 住宅改修・住宅改造の推進 ② 公営住宅のバリアフリー化
		(2)建築物・道路等のバリアフリー化の推進	① 公共施設の整備 ② 道路等のバリアフリー化の推進
	5 住みよさを支える快適な環境の整備	(1)防災対策の推進	① 家具転倒防止対策の推進 ② 災害時の要配慮者対策の推進 ③ 福祉避難所の指定・確保
		(2)消防・救急体制の充実	① 新たな通報システムの整備(Net119 の導入)
		(3)防犯・交通安全対策の推進	① 防犯知識の普及等 ② 交通安全教育の充実 ③ 「心のバリアフリー」の普及
	6 安心・安全な環境の整備		

## 議案第2号 第6期香美市障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の取組結果について

## 1 令和5年度末の達成状況

## (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活移行者数なく、新たに2名が施設へ入所され、施設入所者数が目標値と同数となりました。

引き続き、地域移行支援、訪問系、通所系サービス及び地域生活支援事業を活用しながら、地域生活移行に向けて支援していく予定です。

表2-1 福祉施設の入所者の地域生活移行状況

項目	目標	達成状況		
		R3末	R4末	R5末
H28年度末時点の施設入所者数	47人			
H29年度末時点の施設入所者数	46人			
H29年度からR1年度までの 地域生活移行者数	3人			
H29年度からR1年度までの 新たな施設入所者数	6人			
令和1年度末時点の施設入所者数	49人			
地域生活移行者数	1人	1人	0人	0人
新たな施設入所支援利用者数	3人	4人	1人	2人
R5年度末の入所者数	50人	49人	52人	50人
施設入所者数の削減見込み	1人			

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

地域移行支援、自立生活援助は、新型コロナウイルス感染症の影響から実績がありません。引き続き、地域定着支援や自立生活援助といった障害福祉サービスの充実へ取り組みます。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについては、社会福祉法第106条の3に定める包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）の検討と合わせて協議を進めていきます。

表2-2 精神障害者の地域生活移行状況

項目	目標	達成状況		
		R3末	R4末	R5末
令和5年度時点の精神障害者の地域移行支援利用者数	2人	0人	0人	0人
令和5年度時点の精神障害者の自立生活援助利用者数	1人	0人	0人	0人

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

目標としては、香美市又は近隣自治体と共同で1ヶ所の整備することとなっていますが、令和5年度末も未達成の状況です。

今後の方針としては、近隣自治体との共同設置から香美市単独設置に向けて相談支援部会で検討していきます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

目標である年間の一般就労移行者数1名が達成できました。

今後も引き続き、就労系サービスを利用して、一般就労に向けて支援していきます。

表2-3 一般就労に向けての取組み状況

項目	目標	達成状況		
		R 3	R 4	R 5
平成28年度の年間一般就労移行者数	2人			
令和1年度の年間一般就労移行者数	1人			
令和5年度中の年間一般就労移行者数	2人	2人	2人	1人
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	1人			
令和1年度末の就労移行支援事業利用者数	6人			
令和1年度中の就労移行支援事業を利用しての一般就労への移行者数	1人			
令和5年度中の就労移行支援事業を利用しての一般就労への移行者数	1人	1人	1人	0人
令和1年度中の就労継続支援A型事業を利用しての一般就労への移行者数	0人			
令和1年度中の就労継続支援B型事業を利用しての一般就労への移行者数	0人			
令和5年度中の就労継続支援A型又はB型事業を利用しての一般就労への移行者数	1人	1人	1人	1人
令和1年度中における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業の利用者数	0人			
令和5年度中の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者数	1人	0人	0人	1人

## (5) 障害のある児童に対する支援の提供体制の整備等

障害児通所支援の利用者は、年々増加傾向にあり、児童発達支援は令和2年度以降、放課後等デイサービスは令和4年度以降、見込値を大きく上回っています。また、児童発達支援センター及び重症心身障害児を支援する児童通所支援事業所についても、既に中央東圏域に整備されており、国の定める目標は達成している状況です。

医療的ケア児のための関係機関の協議の場については、令和3年12月に設置した子ども支援部会を位置づけしており、対象児童の数や状態等の把握に努めています。

医療的ケア児等に関するコーディネーターは、市内の事業所職員に加えて、令和4年度には市職員1名が医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了しています。

**表2－4 障害児に対する支援の提供体制の整備状況**

項目	目標	達成状況		
		R 3	R 4	R 5
医療的ケア児のための保健・医療・障害福祉・教育等の関係機関の協議の場	設置	設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター数	1人	1人	3人	3人

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターの設置については、計画期間内の設置はかねませんでしたが、令和6年4月に設置することができました。

包括的な支援体制整備に向けての協議会については、令和4年8月に庁舎内の関係機関と事業の実施に向けて協議した結果、人材配置や組織上の課題が多く、総務部門との調整が必要なことから設置に至っておりません。

**表2－5 相談支援体制の充実・強化の実施状況**

項目	目標	達成状況		
		R 3	R 4	R 5
基幹相談支援センター	設置	未設置	未設置	未設置
香美市相談支援事業所連絡会の開催	4回／年	4回	4回	4回
相談支援部会の開催	6回／年	4回	6回	3回
包括的な支援体制整備に向けての協議会	設置	未設置	未設置	未設置

#### (7) 障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度も高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査へ参加できておりません。

表2－6 障害者福祉サービス等の質を向上させるための取組状況

項目	目標	達成状況		
		R 3	R 4	R 5
市職員の障害福祉サービス等に係る研修への参加	延べ3人	2人	8人	2人
事業所からの請求に係る高知県国民健康保険団体連合会による審査に加えて、市独自の審査を実施	12回／年	12回	12回	12回
高知県が実施する指定障害福祉サービス及び指定障害児通所支援事業者に対する指導監査への参加	2回／年	0回	0回	0回

表2－7 障害福祉サービスの利用者数

No.	サービス名	単位	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			
			平成 30 年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	時間 ／月	見込値	403	413	423	425	430	435
2			実績値	329	435	433	558	608	557
3		人 ／月	見込値	29	30	31	21	21	20
4			実績値	25	23	21	25	21	28
5		短期入所 (ショートステイ)	見込値	94	104	114	43	40	37
6			実績値	67	15	33	16	19	81
			見込値	15	16	17	10	10	10
			実績値	12	4	7	3	6	9
7	療養介護	人／月	見込値	9	9	9	9	10	11
			実績値	9	9	10	10	11	10
8	生活介護	人日 ／月	見込値	1,822	1,845	1,891	1,904	1,950	1,997
			実績値	1,727	1,823	1,914	1,867	1,959	1,819
		人 ／月	見込値	86	87	89	95	97	100
			実績値	87	89	90	91	91	93
9	施設入所支援	人 ／月	見込値	45	46	46	49	50	50
			実績値	47	49	46	49	52	50
10	自立訓練 (機能訓練)	人日 ／月	見込値	23	23	23	18	18	18
			実績値	17	0	0	0	21	0
		人 ／月	見込値	1	1	1	1	1	1
			実績値	1	0	0	0	1	0
11	自立訓練 (生活訓練)	人日 ／月	見込値	198	197	155	135	100	82
			実績値	146	162	275	153	70	78
		人 ／月	見込値	9	9	7	8	6	5
			実績値	7	10	14	8	4	4
12	就労移行支援	人日 ／月	見込値	21	21	21	126	133	138
			実績値	57	87	55	59	8	0
		人 ／月	見込値	1	1	1	8	8	9
			実績値	3	6	3	3	1	0
13	就労継続支援 (A型=雇用型)	人日 ／月	見込値	428	428	434	413	420	427
			実績値	383	417	426	468	414	424
		人 ／月	見込値	23	23	23	21	21	21
			実績値	20	20	20	24	20	21
14	就労継続支援 (B型=非雇用型)	人日 ／月	見込値	597	620	640	599	596	593
			実績値	614	612	714	742	799	844
		人 ／月	見込値	32	33	34	39	40	41
			実績値	36	37	39	45	46	51
15	共同生活援助 (グループホーム)	人 ／月	見込値	42	44	44	54	57	60
			実績値	45	50	58	54	65	70
16	自立生活援助	人 ／月	見込値	0	1	1	0	1	1
			実績値	0	0	0	0	0	0
17	就労定着支援	人 ／月	見込値	0	1	1	5	6	6
		実績値	0	0	0	0	0	1	

※1)人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス

※2)各年度の3月の見込値及び実績値

表2－8 相談支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成 30 年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	計画相談支援	人 ／月	見込値	30	30	30	48	49
			実績値	37	45	57	64	57
2	地域移行支援	人 ／月	見込値	1	1	1	1	1
			実績値	0	1	0	0	0
3	地域定着支援	人 ／月	見込値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	0

※1)各年度の3月の見込値及び実績値

表2－9 地域生活支援事業の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成 30 年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	理解促進研修・啓発事業	実施の 有無	見込値	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	無	無
2	自発的活動支援事業	実施の 有無	見込値	有	有	有	無	無
			実績値	無	無	無	無	無
3	相談支援事業	箇所	見込値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	1	1	1
4	成年後見制度利用支援事業	実施の 有無	見込値	有	有	有	有	有
			実績値	有	有	有	有	有
5	成年後見制度法人後見支援事業	実施の 有無	見込値	有	有	有	無	無
			実績値	無	無	無	無	無
6	意思疎通支援事業	実人数 ／年	見込値	40	40	40	50	50
			実績値	27	40	44	1	0

7 日常生活用具給付等事業

No.	サービス名	単位	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成 30 年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
①	介護・訓練支援用具	件 ／年	見込値	2	2	2	1	1
			実績値	0	0	0	0	8
②	自立生活支援用具	件 ／年	見込値	2	2	2	2	2
			実績値	1	6	2	1	6
③	在宅療養等支援用具	件 ／年	見込値	3	3	3	3	3
			実績値	6	2	0	0	2
④	情報・意思疎通支援用具	件 ／年	見込値	6	6	6	6	6
			実績値	6	6	6	2	4
⑤	排泄管理支援用具	件 ／年	見込値	780	790	800	860	870
			実績値	761	741	811	757	749
⑥	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件 ／年	見込値	1	1	1	1	1
			実績値	1	1	0	1	0

※1)各年度の4月から3月までの総数の見込値及び実績値

No.	事業名	単位	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
			平成 30 年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
8	手話奉仕員養成研修事業	実施の有無	見込値 実績値	実施 実施	実施 未実施	実施 未実施	未実施 未実施	実施 実施
9	移動支援事業	延時間／年	見込値 実績値	730 937	750 724	770 140	500 63	800 12
10	地域活動支援センター	箇所	見込値 実績値	12 16	14 11	16 6	12 5	14 1
11	福祉ホーム	月数／年	見込値 実績値	30 25	30 26	30 32	28 31	30 32
12	日中一時支援	箇所	見込値 実績値	12 11	12 12	12 12	12 12	12 12
13	声の広報等発行	実人数／年	見込値 実績値	4 3	4 2	4 3	3 3	4 3
14	自動車運転免許取得・改造助成	実人数／年	見込値 実績値	3 2	3 0	3 0	1 1	1 2
15	障害者虐待防止対策支援事業	実施の有無	見込値 実績値	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施	実施 実施

※1)各年度の4月から3月までの総数の見込値及び実績値

表2－10 障害児通所支援の利用実績及び見込量

No.	サービス名	単位	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		
			平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	児童発達支援	人 ／月	見込値	36	36	33	38	35
			実績値	49	39	74	106	75
		人日 ／月	見込値	11	11	11	10	9
			実績値	12	13	14	20	13
2	医療型児童発達支援	人 ／月	見込値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	2
		人日 ／月	見込値	0	0	0	0	0
			実績値	0	0	0	0	1
3	放課後等デイサービス	人 ／月	見込値	368	414	450	458	453
			実績値	440	347	503	535	713
		人日 ／月	見込値	52	54	54	37	39
			実績値	33	31	36	34	49
4	保育所等訪問支援	人 ／月	見込値	2	2	2	36	40
			実績値	2	4	22	20	31
		人日 ／月	見込値	2	2	2	23	25
			実績値	0	4	16	16	21
5	居宅訪問型児童発達支援	人日 ／月	見込値	0	1	1	0	0
			実績値	0	0	0	0	0
		人 ／月	見込値	0	1	1	0	0
			実績値	0	0	0	0	0

※1)人日とは、「月間利用人数」×「1人の1か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量

※2)各年度の3月の見込値及び実績値

表2－11 障害児相談支援の見込量

No.	サービス名	単位	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		
			平成 30年度	令和 1年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1	障害児相談支援	人 ／月	見込値	11	11	11	23	25
			実績値	20	20	23	32	24

※1)各年度の3月の見込値及び実績値

## 議題第3号 令和5年度の実績報告について

### 1 計画相談支援

計画相談支援の導入実績は下表3-1のとおり、介護予防サービス計画（ケアプラン）の利用者以外では、1名がセルフプランとなっています。

表3-1 計画相談支援導入状況

	支給決定者数		計画相談支援	
	R5.3.31時点	R6.3.31時点	R5.3.31時点	R6.3.31時点
障害者	224	235	210 (93.8%)	218 (92.8%)
障害児	78	80	78 (100%)	80 (100%)

※平成27年度から障害福祉サービス支給決定時には計画相談支援の導入が必須

令和6年4月1日時点における市内指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者は、下表3-2の3事業所です。

表3-2 指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者

事業所名	事業所の種類				指定年月日
	障害者	障害児	地域 移行	地域 定着	
地域活動支援センター「香美」	○	○	○	○	平成24年4月1日
指定特定相談支援事業所 白ゆり	○				平成26年4月1日
相談支援センター あななう	○	○			平成27年3月1日

市内指定特定相談支援事業所連絡会は、4回開催しました。

表3-3 指定特定相談支援事業所連絡会開催状況

実施日	協議内容
4月17日	事例検討「暴力行為を繰り返しサービスにつながりにくいケースへの今後の支援」
8月4日	障害者計画に対するヒアリング
10月16日	事例検討「複数の障害や疾病を抱えた女性への支援」
1月15日	知的障害など障害がある方同士の結婚・出産・子育てについて

## 2 手話奉仕員養成講座

令和5年度は、香南市と共同で本講座の入門課程を実施しました。10月から3月までの全21回の研修会へ香美市からは、10名（香南市8名）の参加申込があり、7名（香南市6名）が修了しております。

令和6年度は、基礎課程を5月から開始しており、入門課程を修了した5名（香南市8名）が参加しています。

これらの研修を修了した方は、手話奉仕員として地域でのボランティア活動や手話通訳者養成講座を受講し、手話通訳者となります。

## 3 香美市成年後見制度利用促進に係る中核機関からの報告

令和5年度における障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等は、下表3-4のとおりです。

表3-4 障害者虐待等の通告、認定状況

種別	通告数	認定数
養護者による障害者虐待	0件	0件
障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	1件	0件
使用者による障害者虐待	0件	一
障害者虐待防止法の通報義務に該当しない相談への対応	0件	0件
虐待等による死亡事例	0件	0件

## 議題第4号 地域活動支援センター「香美」からの報告について

### 1 令和5年度 相談支援事業報告

**事業目的** 障害児者、保護者又は介護を行う者からの相談に応じ必要な情報の提供などの便宜を供与することや、サービス等利用計画作成及び権利擁護のために必要な援助を行うことで、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようすることを目的とする。

**事業実績**

表4-1 相談者数(実人数)

	身体	重心	知的	精神	発達	高次機能	その他	児童	合計
令和5年度	9	1	28	34	0	0	2	25	99
令和4年度	10	0	31	13	5	0	15	24	98
令和3年度	6	0	28	24	2	0	4	18	82

表4-2 支援方法(延べ件数)

	訪問	来所	同行	電話	メール	支援会議	関係機関	その他	計
令和5年度	33	93	22	180	25	49	362	1	765
令和4年度	34	108	33	280	17	37	360	2	871
令和3年度	35	85	7	223	3	26	313	0	692

表4-3 相談内容(実件数)

	福祉サービス利用	障害や病気の理解	健康医療	不安の解消	保育教育	家族・人間関係	家計経済	生活技術	就労	社会参加・余暇	権利養護	その他	計
令和5年度	131	2	37	27	18	6	8	83	74	5	2	1	394
令和4年度	104	6	32	23	27	14	10	98	51	12	0	4	381
令和3年度	74	3	31	8	3	5	8	46	61	2	3	7	251

**現状報告**

- 1 相談者の障害種別を令和4年度と比較すると、総数では大きな動きは見られていないが、精神障害者の方の相談件数が多い傾向がみられている。
- 2 支援方法については、例年大きな変わりは無い状況である。一人一人のケースに合わせた対応を行い支援機関との協力体制を直ぐに取れる対応を行っている。
- 3 相談内容については、福祉サービス利用と就労に対する相談が多くなっている。福祉サービス利用に関しては障害児のサービス利用での相談内容が多く、計画書作成の負担が大きくなっている。就労については、精神障害の方による相談が多く、会社や福祉サービス事業所とのマッチングや就労継続が難しい状況となっている。
- 4 在宅からサービスに繋がっている方も、障害のある方が年齢を重ね疾病やこだわりの強さから在宅での生活が厳しくなり、施設入所の利用を相談されるケースが多く見られ始めている。その一方で入所施設側も職員不足から新たな受け入れが困難な状況である。
- 5 10代後半から20代の精神障害者の方からの相談も見られているが、生活リズムが崩れている方が多く他機関と共同で支援に関わるも福祉サービス等に繋ぐ支援が難しいケースが増加傾向である。

**令和6年度課題**

- 1 サービスに繋がりやすく、支援が困難なケースについては関係機関との連携を通して適切な対応が行えるようにする。
- 2 病院や入所施設からの地域移行支援を、スムーズに進める事ができるように関係機関との連携や調整に取り組んでいく。
- 3 相談支援専門員の支援の質を高める為、積極的な研修への参加及び、事業所内や外部のスーパーバイズを積極的に受け支援力の底上げを図る。
- 4 病院等からサービス利用を勧められるなどし、障害児の福祉サービス利用希望の相談が増加傾向となっている。導入時期や適切なサービス内容や支給量など関係機関と調整し支援を行うようにする。
- 5 事業所の撤退などを受け、社会資源が減少傾向となっている。適切な支援を身近に受ける事ができるように社会資源の開発や、インフォーマルな資源の把握や提案などしていく。

## 2 令和5年度 地域活動支援センター事業報告

障害児者が生活する地域で、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援を行うとともに、引きこもりの方や地域社会との繋がりがない方及びその家族が安心して利用できる居場所を提供することで、本人及び家族の福祉の増進を図ることを目的とする。

表4-4 登録者実人数（令和5年3月31日現在）

	内 訳						計
	身体	知的	精神	発達	高次脳	児童	
令和5年度	2	11	8	0	1	0	22
令和4年度	1	10	10	2	1	1	25
令和3年度	1	6	10	1	1	1	20

表4-5 利用者数 年間 延べ人数

R5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	72	72	86	77	90	89	89	104	108	86	74	78	1,025
開所日	20	20	22	20	22	20	21	20	20	19	19	20	243
1日平均	3.60	3.60	3.91	3.85	4.09	4.45	4.24	5.20	5.40	4.53	3.89	3.90	4.22
R4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	73	64	82	70	49	57	57	52	50	49	71	69	743
開所日	19	19	22	17	19	20	20	20	20	19	19	22	236
1日平均	3.84	3.63	3.72	4.11	2.57	2.85	2.85	2.60	2.50	2.57	3.37	3.13	3.15
R3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
延べ人数	64	75	105	88	48	50	57	47	67	62	53	68	784
開所日	21	18	22	20	13	12	21	20	20	19	18	22	226
1日平均	3.05	4.17	4.77	4.40	3.69	4.17	2.71	2.35	3.35	3.26	2.94	3.09	3.47

創作活動:カレンダーブルーリー、手芸、アート作品づくり、硬筆、書道、陶芸、折り紙、塗り絵、絵画、点つなぎ

余暇活動:カラオケ、スポーツレクリエーション、ゲームレク、DVD鑑賞、ガーデニング、リクエストミュージック、カフェの日  
散歩、ランチの会

クッキング:昼食づくり、おやつづくり

座 学:衛生管理(歯磨きやみだしなみ等)、防災について

行 事:スピリットアート、交流会、外へ飛び出せ運動会

作 業:広報紙封入作業、マタニティーマークの封入作業

- 1 プラザ八王子の調理室を借りてクッキングを再開した。  
プラザ八王子でのクッキングや、センター内でのおやつ作りを行った。
- 2 地域活動支援センターで作成してきた作品を展示販売した。  
センターで育て、収穫したピーナッツを使ってピーナッツバターやピーナッツクッキーを作り販売した。
- 3 事業所内の活動でカフェの日を設定し、ドリンクをカップに入れる係、ホール係を役割分担し就労体験の場を提供した。  
防災の意識を高めるためにセンターからの避難経路の確認などの座学を行った。
- 4 スイッチスポーツを取り入れ身体を動かして楽しんだ。  
令和5年度1月から体育館での活動を再開した。年度当初は体育館での運動ができなかったため、散歩にでかけて運動の場を確保した。外へ飛び出せ運動会も再開されたので、希望者を募り参加した。
- 5 広報紙封入作業を実施  
市役所で配布するマタニティーマークの封入作業を行った。

- 令和5年度はコロナの分類も5類になり、活動は少しづつではあるがコロナ前のものに戻ってきてている。それに伴い、利用者数についてはわずかではあるが増えている。今年度も「引きこもり在宅者やサービスにつながらない障害者の居場所とコーディネート」「利用促進にむけて送迎サービス等の実施」「広報活動」「活動内容の見直し」を重点的に取り組んだ。
- 1 ひきこもり在宅者やサービスに繋がらない障害者の居場所をコーディネート  
引きこもりの方やどこにもつながっていない方の居場所としてセンターの利用を促しても、利用の継続につながることは難しい。他機関とつながっている場合は、関係機関と連携し、状況に応じてそれぞれの機関が必要な関わりをもって寄り添っていく支援を引き続き行っていく。
  - 2 利用促進にむけて送迎サービス等の実施  
令和5年度は送迎サービスを利用して通所の継続が可能になった方がおり、利用促進につながった。送迎サービスの利用につながらない方については、ご本人への電話連絡等で利用を促す方法も取り入れた。電話連絡については、時間や頻度などご本人の状況に応じて対応していく。
  - 3 広報活動  
ホームページの更新や、支援センターだよりの作成・配布等は継続して行った。地域の方に知っていただく機会はあまり持てなかつたので、今後は地域の方と関わる機会をもてるようにしていく。
  - 4 活動内容の見直し  
就労体験ということで、令和5年度も通信の封入作業や、マタニティーマークの封入作業に取り組んだ。利用増にむけて楽しんでもらえる活動、参加したいと思える活動を増やしていくということで、みんなで外食するランチの会や、外部で行われるイベントへの積極的な参加を行った。今後も就労にむけての就労体験として畑作業を取り入れ農福連携の推進や地域との交流を促進し、楽しく快適に過ごせる場所になるような活動の計画を行っていく。またサービスに繋がっている方の余暇として、第1と第3土曜日の開所を行う様にし、地域での生活に楽しみを持てるように提案していく。

## 議案第5号 相談支援部会からの報告と本年度の取組について

### 1 令和5年度の取組

参加機関の取組状況の情報共有及び事例検討についての取り組み方について協議を行いました。

表5－1 令和5年度相談支援部会開催状況

実施日	協議内容
令和5年4月26日	参加機関の令和5年度の取組目標について情報交換 事例検討について 本年度の相談支援部会の日程や協議内容についての意見交換
令和5年8月16日	参加機関の取組状況についての情報交換 地域課題について 事例検討について
令和5年11月15日	参加機関の取組状況についての情報交換 地域課題について 事例検討について 守秘義務について

### 2 令和6年度の取組

本年度の開催については年3回の開催を見込んでおり、協議内容としては、相談事例から浮かび上がる地域課題の協議となっています。

## 議案第6号 子ども支援部会からの報告と本年度の取組について

### 1 令和5年度の取組

発達障害児等支援体制整備事業庁内連絡会と合同開催し、発達障害児を中心とした中学校卒業から成人期へのつなぎの支援体制について意見交換を行い、その相談窓口の周知を目的としたパンフレットを作成しました。加えて、定期的に実施している医療的ケア児の情報共有を行いました。

表6－1 子ども支援部会開催状況

実施日	協議内容
令和5年5月17日	発達障害児等支援体制整備事業庁内連絡会と合同開催 各機関からの報告と情報共有し、中学校卒業後から成人期へのつなぎの支援体制について協議した結果、義務教育終了後の相談窓口をまとめたパンフレットを作成することが決定 －発達障害を持つ生徒やその保護者から学校卒業後、どこに相談したらよいのか分からぬとの声がある。 －学校卒業時にどこにも支援がつながっていない場合は、関係づくりからのスタートになり支援に至るまでに時間がかかるケースがある。
令和5年7月7日	作成するパンフレットの内容について協議 －普通高校に進学している発達障害児が支援につながりにくい状況があるため、主に発達障害の方やその疑いがある方を対象とする。
令和5年9月29日	パンフレットの案について協議とまとめ －本人や保護者が相談しやすいところに相談し、関係機関が早期に適切な部署につなぎ連携してサポートしていく体制にすることを検討した。
令和5年11月22日	発達障害児等支援体制整備事業庁内連絡会と合同開催 作成した義務教育終了後の相談窓口の周知を目的としたパンフレットの紹介と来年度の子ども支援部会について市から提案し、講演会「高知県の医療的ケア児支援の現状と取り組み」を開催した。 －作成したパンフレットは校長会で説明後、年度末に中学校卒業する世帯に配布し、香美市支援ファイルを持っている方には中学校卒業時に説明し、改めて配布する。 －令和6年度も発達障害児等支援体制整備事業庁内連絡会と合同開催して意見交換を行い、医療的ケア児の情報共有も行う。

### 2 医療的ケア児

現在、本市が把握できている医療的ケア児の数は3名（実人数）で、その内訳は下表6－2のとおりです。

表6－2 医療的ケア児の内訳（重複あり）

（令和6年3月末現在）

人工呼吸器	気管切開	鼻咽頭エアウェイ	酸素療法	たん吸引	初ラバーリンク吸引	IVH	経管栄養	透析	導尿	人工肛門
0	0	0	2	1	0	1	1	0	0	1

### 3 令和6年度の取組

定期的に実施している医療的ケア児の情報共有に加えて、障害児通所支援の手引きの完成に向けて調整しています。

## 議案第7号 就労支援部会からの報告と本年度の取組について

### 1 令和5年度の取組

令和5年12月8日に準備会を開催し、「香美市自立支援協議会の就労支援部会として、まずは精神障害者、発達障害者に焦点をあてて、就労先の受け皿、課題等を整理して、今後必要になる支援について協議していく。」ことを決定しました。

令和6年2月16日に就労支援部会を立ち上げるとともに、第1回就労支援部会を開催しました。

構成団体としては、次の団体から参加をいただいている。また、オブザーバーとしてA型就労継続支援事業所SORAから1名職員の参加をいただいている。

#### ● 構成団体

- 障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」
- 高知公共職業安定所香美出張所
- 地域活動支援センター「香美」
- ワークセンター白ゆり
- 福祉事務所

表7-1 就労支援部会開催状況

実施日	協議内容
令和6年2月16日	香美市の現状と課題について意見交換 －香美市内には、一般就労、福祉サービス共に就労先が少ない。 －一般就労先では、精神障害や発達障害についての理解が不足している事業所が多い。 －福祉サービス事業所の支援員が不足している。 －就労先と障害者のニーズ（業務内容、賃金）が一致しない。 －就労したいと考えているが、行動に移せない人の把握が必要である。

### 2 令和6年度の取組

本年度の開催については、年4回の開催を見込んでおり、現状把握したうえで、次年度からの具体的な取組内容を協議していくこととなっています。

## 議題第8号 香美市障害者自立支援協議会設置要綱の改正について

### 1 趣旨

令和4年12月の障害者総合支援法改正（令和6年4月施行）では、障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）の基本的事項について次のように規定されました。

- 協議会では、「支援体制に関する課題のみ」の情報共有を規定していた法第89条の3第2項を、「地域づくり」において「個から地域へ」の取組が重要であるとされ、「適切な支援に関する情報」も共有することとされた。
- 新設された第3項、第4項により、協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができますこととし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務が課された。
- 第5項の新設により、個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことと伴い、協議会関係者に対し、守秘義務が課された。

今回の法改正を受けて、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、「協議会の活性化」として、協議会の運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じて抽出される課題を踏まえて地域の支援体制の整備の取組の活性化を図ることが重要であると位置づけ、①協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、②協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みの2つの項目が目標として設定されました。

こうしたことから、組織（第3条）へ各種相談支援事業所の追加とこれまで秘密保持を規定していた第8条を守秘義務規定に変更します。

また、第6期香美市障害福祉計画で成果目標としていた「基幹相談支援センター」を設置したことから、協議会の協議事項（第2条）へ「基幹相談支援センターの運営評価等に関すること。」の追加と組織（第3条）へ「基幹相談支援センター」を追加します。

改正後（案）	現行
<p>（目的）</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号_____）第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援することを目的とする。</p>

改正後（案）	現行
<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 委託相談支援事業所及び基幹相談支援センターの運営評価等に関すること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる機関(以下「関係機関等」という。)で組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 基幹相談支援センター</u></p> <p><u>(3) 一般相談支援事業所</u></p> <p><u>(4) 特定相談支援事業所</u></p> <p><u>(5) 障害福祉サービス</u>事業所</p> <p><u>(6) 障害児相談支援事業所</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(守秘義務)</u></p> <p>第8条 法第89条の3第5項の規定により、全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。</p> <p>(1) 委託相談支援事業所_____の運営評価等に関すること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる機関(以下「関係機関等」という。)で組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 障害福祉サービス提供事業所</u></p> <p><u>(3) (略)</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(秘密の保持)</u></p> <p>第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。</p>

## 香美市障害者自立支援協議会委員等名簿

### 《委員》

番号	機関名等	委員職名	委員氏名
1	地域活動支援センター「香美」	所長	ハタナカ コウスケ 畠中 功介
2	相談支援事業所あんなう	管理者	コマツ マリ 小松 麻理
3	かがみの育成園	園長	ナカヤマ トモヒロ 中山 智博
4	障害者支援施設 白ゆり	生活支援課長	ニシオ クウヘイ 西尾 悠平
5	COMPASS.香美	児童発達支援管理責任者	ホリウチ 堀内 みき
6	香美市身体障害者連盟	会長	フクシマ トミオ 福島 富雄
7	香美市社会福祉協議会	会長	ヒロスエ トシロウ 弘末 俊郎
8	香美市知的障害者相談員		アキトモ ヒデトシ 秋友 英稔
9	同仁病院	相談室室長	イシモト ヤストヨ 石元 康豊
10	香美市商工会	副部長	カミジマ ヨウコ 上島 陽子
11	高知公共職業安定所香美出張所	所長	オカモト ナオヒサ 岡本 直久
12	障害者就業・生活支援センター「ゆうあい」	主任就業支援担当	タカハシ ヨシヒロ 高橋 佳宏
13	高知県立山田特別支援学校	副校長	マサオカ カヨ 正岡 佳代
14	高知県中央東福祉保健所	所長	タニワキ トショ 谷脇 淑代
15	香美市教育委員会	教育振興課長	イチエン まどか 一圓 まどか
16	香美市健康推進課	課長	ムネイシ 宗石 こずゑ 宗石 こずゑ
17	香美市福祉事務所	所長	ノムラ ヒロエ 野邑 裕永
18	香美市民生委員児童委員協議会連合会	会長	ヤマナカ ヒロミチ 山中 博通
19	香美市婦人会	副会長	タチカワ ヨシエ 立川 徳江

### 《アドバイザー》

職 名	氏 名
高知県相談支援アドバイザー	スミトモ ヨシミ 住友 芳美

### 《事務局》

担当部署	職 名	担当者氏名
香美市福祉事務所	社会福祉班班長	岡崎 宏司
	社会福祉係長	近藤 健史
	社会福祉係主幹	田村明日香
	社会福祉係主幹	前田 史也

## ○香美市障害者自立支援協議会設置要綱

平成27年3月25日

告示第57号

改正 平成29年3月22日告示第39号

改正 令和元年8月22日告示第64号

香美市障害者自立支援協議会設置要綱（平成19年香美市告示第115号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第77条の規定に基づく相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに  
関し、中核的な役割を果たす協議の場として、香美市障害者自立支援協議会（以下「協議会」とい  
う。）を設置し、本市における障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）の自立生活を支援  
することを目的とする。

### （協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること。
- (2) 障害者等の支援に係る困難事例への対応のあり方に関すること。
- (3) 障害者の就労促進に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害福祉計画など各種施策等の研究及び検証に関すること。
- (7) 他の障害者自立支援協議会との共同研究、調整、情報交換等に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項

### （組織）

第3条 協議会は、次に掲げる機関（以下「関係機関等」という。）で組織する。

- (1) 委託相談支援事業所
- (2) 障害福祉サービス提供事業所
- (3) 障害児通所支援事業所
- (4) 障害児（者）団体等関係者
- (5) 保健、福祉及び医療関係機関
- (6) 就労支援及び雇用関係機関
- (7) 教育関係機関
- (8) 県及び市行政関係部署等

(9) その他市長が必要と認める機関等

(構成等)

第4条 協議会は、全体会と専門部会で構成する。

- 2 全体会は、関係機関等の代表者（以下「全体会の委員」という。）で構成する。
- 3 全体会の委員の任期は、2年とする。ただし、任期内に全体会の委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 全体会の委員は、再任することができる。
- 5 専門部会は、関係機関等の意見を踏まえ構成員を調整することとし、関係機関等の実務担当者（以下「専門部会の委員」という。）で構成する。

(全体会)

第5条 全体会は、障害者等の地域での自立支援策の全般について、情報交換、施策の提案、専門部会の設置や廃止、関係機関等の連携のあり方、役割分担等について協議する。

- 2 全体会に会長及び副会長を置き、全体会の委員の互選により定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長は、全体会の会議を招集し、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第6条 専門部会は、障害者等の個別ケース等について、支援内容、連携のあり方及び役割分担について協議するほか、施策展開等の研究及び提案を行う。

- 2 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員の互選により定める。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長は、専門部会の会議を招集する。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、専門部会の委員以外の者を会議に出席させて、意見を求めることができる。
- 6 部会長は、全体会において専門部会の活動内容を報告する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉事務所社会福祉班が処理する。

(秘密の保持)

第8条 全体会の委員及び専門部会の委員は、協議会において知り得た秘密や個人に関する情報を他人に漏らしてはならない。協議会の委員を脱退した後も、同様とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日告示第39号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月22日告示第64号）

この告示は、令和元年9月1日から施行する。